

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく各返還金額決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和3年2月24日及び同年3月25日付けの各通知書（以下それぞれ「本件処分1通知書」「本件処分2通知書」といい、併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った、法63条の規定に基づく各返還金額決定処分（以下、本件処分1通知書による処分を「本件処分1」、本件処分2通知書による処分を「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

本件処分1について、令和2年10月において、請求人が生活保護受給者であることを知りながら、81,870円の損害額を算出し、請求人に支払われた。請求人は、現時点において、9,200円の請求額は納得がいかず、請求先は〇〇である。

また、本件処分2について、平成31年3月1日に、請求人は、生命共済に加入した。2年後、令和2年に請求人は入院し、保険

金を請求した。しかし、同年7月に除籍処分を勧告された。納得がいかず、問い合わせたところ、結局、入会させるべき人物（請求人）を入会させてしまった。明らかに〇〇のミスである。そこで、それまでに請求人が支払った金額を返済するということで、保険金として返還された。それをもって、終了という運びになった。請求人は、現時点において、89,000円の返還は納得がいかず、請求先は〇〇である。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年10月14日	諮問
令和3年12月23日	審議（第62回第3部会）
令和4年1月18日	審議（第63回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従っ

て、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

したがって、収入（就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入）がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。これは、法4条1項にいう要保護者に利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実には活用することができない等の理由で同条3項により保護を受けた保護受給者が、その資力を現実には活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであると解されている（最高裁判所昭和46年6月29日判決（最高裁判所民事判例集25巻4号650頁）参照）。

また、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものである（東京高等裁判所平成25年(行コ)第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

(3) 収入認定（その他の収入）、資力の発生日

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・エ・(イ)は、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必

要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)を超える場合、その超える額を収入として認定している。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8・1・(5)は、上記の収入について、その全額を当該月の収入として認定するとするが、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとしている。

「生活保護運用事例集2017」(平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。)問11-1は、法63条に係る資力の発生時について、考え方の基本として、給付事由(請求事由)が発生したことにより当然に受領できる保険金、年金、補償金及び相続資産等については、当該事由の発生時から資力があるものとみなすとし、生命保険の入院給付金の資力の発生日は、給付の対象となる日以降となるとしており、その給付の対象となる日は入院日となる。

したがって、入院保険金収入については、入院日が同一月内の保険金を世帯で合算した上で、8,000円を超える部分を収入として認定することとなる。

(4) 生命保険の配当金、割戻金等の一時金の取扱い

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問3-25は、生命保険の配当金、割戻金等の一時金について、支払った保険料の還付の性格を有していることから、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない限り収入認定除外対象として取り扱って差し支えないとしている。

(5) 遡及変更の限度

問答集問13-2は、扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例として、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を減

額して認定する必要があるときを挙げ、過渡費を戻入する場合、遡及変更の限度は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであるとしている。

(6) 自立更生免除

次官通知第8・3・(3)・オは、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額については、収入として認定しないこととしている。

問答集問13-5・(2)・ウは、この場合、事前に実施機関に相談があったものに限って、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとしており、ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り、同様に取扱いして差し支えないとしている。

(7) 次官通知、局長通知、問答集及び運用事例集の位置づけ

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものである。さらに、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として作成されたものである。

2 本件処分1についての検討

本件処分1については、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、バスの事故を契機として、〇〇から本件賠償金81,870円を受け取った。
- (2) 処分庁は、請求人が提出した自立更生費計画書、本件賠償金の明細書（各損害項目についてのご説明）及び本件振込案内1に基づき、本件賠償金81,870円から、自立更生費64,670円（通院交通費9,670円及び眼鏡の修理代55,0

000円の計)及び控除額8,000円を差し引いた9,200円の返還を、法63条に基づき、請求人に求めることを決定した。

そうすると、本件処分1は、請求人が得た収入に対して、自立更生免除、次官通知に定められた控除も適切に行われており、違算等もないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 本件処分2についての検討

本件処分2については、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、自身の病院への入院を契機として、〇〇から本件共済金・出資金105,400円を受け取った。

(2) 処分庁は、請求人が本件共済金・出資金は使ってしまい、その用途は覚えていないため、自立更生に要する費用はないと述べたことから、請求人が提出した本件振込案内2に基づき、本件共済金・出資金105,400円から、出資金400円及び控除額16,000円を差し引いた89,000円の返還を、法63条に基づき、請求人に求めることを決定した。

しかし、保険金収入については、入院日が同月内の保険金の8,000円を超える額を収入として認定するとされているところ(1・(3))、請求人の入院日は令和2年5月13日から同月26日までであるので、請求人が得た2種類の保険金収入は合算した上で、8,000円を控除するのが適当である。

そうすると、本件処分2は、16,000円を控除した89,000円ではなく、8,000円を控除した97,000円の返還を求めるべきであったといえる。

しかし、行政不服審査法48条によれば、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできないとされており、本件処分2を取り消すべきであるということとはできない。

4 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分1については〇〇に、本件処分2については〇〇に返還を求めるべきと主張する。

しかし、〇〇及び〇〇からそれぞれ本件賠償金及び本件共済金・出資金を得たのは請求人であり、被保護者が得た収入については、必要経費、自立更生免除等を控除した上で認定し、保護費から控除するとされているところ（1・(1)、(3)及び(6)）、本件各処分に取り消すべき事由がないことは上記2及び3のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

5 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成